

○委員会における審議等

1. 開会

(14時00分開始)

2. 委員紹介

3. 事務局説明

4. 議事

委員長から委員会出席者数の確認があり、「仙台市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の設置及び運営に関する要綱」第6条第2項に基づき会議が有効に成立していることが確認された。

委員長から「仙台市情報公開条例」第7条第3項イの不開示情報に該当する法人情報を取り扱うことなどから、会議が非公開になることの説明があった。

また、設置等予定者の選定後は会議録を公開することについて説明があり、今回の会議録署名委員が指名された。

(1) 榴岡公園整備・管理運営事業者募集事業について

○事務局（公園管理課）から、榴岡公園整備・管理運営事業者募集事業の公募設置等指針について説明を行い、その内容に関し質疑応答を行った。

委員：公園北側のエリアを事業対象区域に設定した経緯を教えて欲しい。

事務局：芝生広場に隣接しており、一体的な利用が想定されることや、昨年度実施したマーケットサウンディングにおいて、都市計画道路に面していることから、当区域で事業展開を望む声が多いこともあり事業対象区域とした。

委員：榴岡公園の利活用方針の作成にあたっては、地域住民に説明を行い、理解を得ているのか。

事務局：利活用方針の作成にあたっては、町内会や市民団体等と意見交換を行いながら作成した。

委員：提出書類様式6「財務状況表 項目④」は、総資産ではなく純資産と記載するものではないか。また、連結財務諸表と単体財務諸表の両方の提出があった場合は、本様式にどちらを記載させるのか。

事務局：ご指摘のとおり総資産を純資産に修正する。両方の財務諸表を作成している法人については、連結財務諸表を提出させることとし、本様式は連結財務諸表に基づき記載することとする。

委員：提出書類の枚数や二次元コード利用について、制限を設ける必要があると思う。

事務局：制限について再度検討する。

○事務局（公園管理課）から、榴岡公園整備・管理運営事業者募集事業の評価基準について説明を行い、その内容に関し質疑応答を行った。

委員：4段階評価（ABCD）では、標準であるBに評価が偏ることが想定されるため、5段階以上のより細かい基準にするのが良いのではないかと。

事務局：評価基準について再度検討する。

委員：各種法律等で各法人に対し義務とされているものを加減点項目として評価することは、妥当でないと思う。

事務局：加減点項目について再度検討する。

○各委員からの意見を踏まえて募集要項等の一部を修正することとした。

(2) 海岸公園（藤塚地区）整備・管理運営事業者募集事業について

○事務局（公園整備課）から、海岸公園（藤塚地区）整備・管理運営事業者募集事業の公募設置等指針について説明を行い、内容に関し質疑応答を行った。

委員：公園全体の整備イメージは、今回の公募計画を基調として決めていくのか。

事務局：公園全体の設計業務は別途進めているが、公募計画を基調とするものではなく、事業者選定後はすり合わせが必要。

委員：公園利用者に対する平常時、災害時の情報発信を評価に含めた方がよいのではないか。平常時から魅力発信のツールとして使用していれば、災害時にもスムーズに使用できると思われる。

事務局：平常時および災害発生時の情報発信について、指針に追記する。

○事務局（公園整備課）から、海岸公園（藤塚地区）整備・管理運営事業者募集事業の評価基準について説明を行い、内容に関し質疑応答を行った。

委員：公募対象公園施設の評価基準「新しい公園のシンボル」の意味合いは。シンボルの意味合いが委員により異なる場合、調整する時間は設けられるのか。

事務局：海岸公園（藤塚地区）は新たに整備する公園であり、藤塚を印象付けるものとして提案されているかという点で評価いただきたい。

事務局：評価の際は、応募者の退室後に委員で話し合う時間を設ける。

事務局：榴岡公園においては、利活用方針が公園全体の方向性を示すものであるため、デザイン及び利活用の観点で評価していただきたい。

○各委員からの意見を踏まえて公募設置等指針等の一部を修正することとした。

(3) 今後の審議日程について

事務局から、今後の審議日程について説明。10月27日の第2回委員会で一次審査の書類審査、11月上旬に二次審査の面接審査を実施する予定となった。また、応募者が5団体に満たない場合には、資格不適合がないことを確認した上で書類審査通過の取り扱いとし、第2回委員会で面接審査を実施することとした。

5. その他

委員長から、募集開始日までの間の会議資料の取扱いについて、注意喚起を行った。

6. 閉会

(15時45分終了)